

注 意

学生の携帯端末に、「インターネットサイト利用の仮契約がされ料金が発生した」とのメールがあり、連絡先に電話したところ、学生の所属する学部長や学科長等の実名をあげ、料金不払いの場合は、懲戒処分の対象になると不安をあおって支払わせようとした事例が発生しました。

こうした架空請求と思われる不審なメール・電話等があった場合は、相手先には連絡しないで、学生相談所や学生担当窓口、最寄りの消費生活センターに相談するなど、冷静に対応してください。